

## 第41号議案

### 長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長岡京市条例第13号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

#### （提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 【略】</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条 【略】</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。